

大仙市アダプト・プログラムに関する協定書

大仙市アダプト・プログラムの実施に関して、〇〇〇〇（以下「甲」という。）と大仙市長（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、大仙市アダプト・プログラム実施要領に基づき、甲及び乙が大仙市の管理する道路又は河川の維持管理を協働で進めることを目的として、必要な事項を定めるものである。

（対象区域）

第2条 この協定に基づく対象区域は次のとおりとする。

路線（河川）名等

区 間 から まで 約 m

（期間）

第3条 この協定に基づく期間は協定締結日から平成 年 月 日までとする。

（甲の役割）

第4条 甲は、本協定の目的を達成するため、次に掲げる活動を実施するものとする。

ただし、気象条件その他、甲の責に帰さない事由により実施困難な場合はこの限りでない。

- （1）年〇回以上の清掃活動（申込書に書かれた具体的な作業内容を記載）
- （2）年〇回以上の美化活動（申込書に書かれた具体的な作業内容を記載）
- （3）年〇回以上の維持活動（申込書に書かれた具体的な作業内容を記載）

（乙の役割）

第5条 乙は、本協定の目的を達成するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

- （1）甲の活動について、綿密な連携を持ち積極的に協力する。
- （2）甲の希望がある場合は、その名称等を記した表示板を対象区域に設置する。
- （3）甲の希望がある場合は、その活動内容等をホームページで紹介する。
- （4）甲に対して必要な指導、助言、勧告を行う。

(活動計画)

第6条 甲は、協定締結年にあつては協定締結後1週間以内に、翌年度以降は4月末日までに年間活動計画書を作成し、乙に提出するものとする。

2 甲は、実際に活動する1週間前までに活動実施計画書を作成し、乙に提出するものとする。

(活動報告)

第7条 甲は、活動実施後2週間以内に活動実績報告書を作成し、乙に提出するものとする。

(作業の安全)

第8条 甲は、活動を行うに当たっては、法令を守り、自己の責任において作業を行い、事故やけが等が発生しないよう、充分注意するものとする。

(保険)

第9条 甲は、本契約書に基づく活動に必要な傷害保険及び賠償責任保険に加入するものとし、保険料は甲が負担する。

(ごみの処分)

第10条 甲は、回収したごみ等を、地域の分別方法に従って適正に処分するものとする。乙は、甲の回収したごみ等の処分等に協力するものとする。

(乙の指示)

第11条 道路又は河川の管理上やむを得ない事情により、乙が道路や河川の構造を変更する場合、乙は甲に必要な指示を行うものとし、甲は乙の指示に従うものとする。

(事故等の報告)

第12条 甲は、活動中に事故等が起こったときは、直ちに乙に連絡するとともに、詳細を乙に報告するものとする。

(異常の通報)

第13条 甲は、対象区域内の道路又は河川の本体及び付属施設に異常を発見した場合は、速やかに乙に通報するものとする。

(協定の変更)

第14条 甲は、協定の内容に変更が生じる場合は、乙に申し出るものとする。

(協定の解除)

第15条 甲又は乙が、本協定の目的を達成することが困難と判断した場合は、本協定を解除することができる。この際、第4条に基づき設置した表示板は甲の責任で撤去するものとする。

(守秘義務)

第16条 甲及び乙は、本協定の履行に関して知り得た情報を、本協定の目的以外に使用してはならず、当事者間の書面による承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならない。

(その他必要と認められる事項)

第17条 この協定の実施につき疑義の生じた事項、又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

附則

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 住 所

氏 名

印

(乙) 住 所 大仙市大曲花園町1番1号

氏 名 大仙市長 ○ ○ ○ ○ 印